



## 理 由 書

長期未着手の都市計画土地区画整理事業について、社会経済情勢や土地利用の状況等から、必要性や実現性等を鑑み、都市計画の変更を行う。

城陽土地区画整理事業は、昭和37年に外堀川周辺について、緑地空間の整備とその周辺の宅地開発を図るため、都市計画決定されたものである。

計画決定以降、計画区域約70.1haのうち約64.8haの区域については、市及び組合の施行により事業が完了しており、都市基盤施設が整備されたことにより、機能的な市街地が形成された。

残りの約5.3haについては、土地区画整理事業が50年以上の長期にわたり未施行の状態となっている。未施行区域には、運河公園が含まれるが当該公園は既に一定の連続した親水空間が整備されており、さらに周辺には他の公園が整備されている。また、それ以外の未施行区域は他事業により整備されている状況である。

これらのことから、未施行区域約5.3haについて事業実施の必要性が低いため、土地区画整理事業を廃止し、区域及び面積を変更するものである。

なお、運河公園については、長期未着手の都市計画公園見直し検証の結果、本変更と同時に都市計画を廃止するものである。